

第16回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成17年12月1日(木)午後2時～午後3時30分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、池田利雄、小林英子、中尾芳巳、西村清、前場
トモ子

実施機関職員 情報政策課長 奥山良海、同課長補佐 田島誠、同課情報化
推進係員 田中久美子

事務局 企画財政部長 窪田勝博、文書課長 新谷厚、情報公開室長 堀本
慎一、同室主査 真銅美雪

配付資料

- 1 レジюме
- 2 諮問個第17号諮問書類一式
- 3 住民情報系システム保守回線の変更についての報告資料

議 題

- 1 諮問個第17号 奈良電子自治体共同運営システム(以下「システム」という。)を利用するに当たり、本市の電子計算機と奈良県電子自治体推進協議会(以下「協議会」という。)が管理する電子計算機とを結合することについて
- 2 住民情報系システム保守回線の変更についての報告

審議内容

- 1 諮問個第17号について

(結論)

システムを利用するに当たり、本市の電子計算機と協議会が管理する電子計算機とを結合することについては、セキュリティ対策に充分留

意する旨を申し添えて、適当なものと認める。

なお、市が申請届出、講座申込及び施設予約の3つのサブシステム(以下「サブシステム」という。)を利用して今後行う業務については、新たな諮問をする必要はない。

答申の詳細については、会長と副会長に一任する。

(審議経緯)

(1) 事務局概要説明

事務局から、諮問内容についての概要説明があった。

(2) 実施機関説明

所管課である情報政策課から、詳細説明があった。

(3) 質疑

次のような質疑があった。

Q インターネットのホームページから、24時間公共施設を予約することが可能になるのか。

A 予約が可能になる。

Q 抽選が必要な施設の場合はどうなるのか。

A 抽選が必要な施設については、今のところ対象にしていない。将来的には、抽選が必要な施設も含める予定である。

Q 斎場も将来予約できるようになるのか。

A 事前に死亡届等の手続が必要になるので、今のところは考えていない。

Q 共同運営センターの中のIDC(システムの保守・運用サービスセンター)の実質的な運営はどこが行っているのか。

A 協議会がシステムの保守業者と委託契約を結んでいる。

Q 生駒市は協議会に対して、システムの共同開発に当たりどのくらいの金額を負担しているのか。

A 分担金という形で、年約700～800万円を5年間支払うことになっている。

Q 市町村の分担金の算出方法は。

A 各市一律の均等割と人口に応じた人口割などがあり、均等割と人口割などを合計して算出する。

Q 5年間支払った後、6年目からの費用負担額は再度積算し直すのか。

A 積算し直す。5年間を一区切りとしているのは、機械のリースが5年契約となるためである。

Q 生駒市がシステムに接続するための経費は、どれくらい必要なのか。

A LGWAN回線を使用するため、経費はほとんどかからない。

Q 奈良県内の全市町村が接続するのか。

A 将来的には全市町村が接続することになるが、市町村のITのレベルに差があるので、分担金を払っていても当初は接続できないところもある。

Q 生駒市ではサブシステムをどんな業務に利用する予定なのか。

A 申請届出では、各種がん検診や健康診査の受付、水道の開・閉栓届の受付を予定している。講座申込では、各種講座の中で抽選の必要のないものを予定している。施設予約では、中央公民館と花のまちづくりセンターの2施設の予約申込みの受付を予定している。

Q 利用者登録の方法は。

A 2つの方法があり、申請届出と講座申込の場合は、オンラインでシステム上で登録できる。施設予約については、本人確認を厳格にする必要があるため、一度施設に来ていただき身分を証明する書類を提示していただいて登録してもらうことになる。

Q 市民のサブシステムへのアクセスの方法は。

A 電子申請のポータルサイトからアクセスすることもできるし、生駒市のホームページからアクセスすることも可能である。

Q 生駒市のホームページからアクセスする場合、共同運営センターは経由しないのか。

A 経由する。

Q 協議会の役員会、幹事会、調整部会の構成メンバーは。

A 各市長が役員になり、会長は市長会の会長がなっている。また、各市町村の部長級が幹事になり、課長級が調整部会に入っている。

Q 県に協議会を設置して共同で運営するという方法は、全国的なものなのか。それとも、奈良県独自の方法なのか。

A 奈良県独自ではなく、関東方面では、国のe-Japan戦略に基づき既に都道府県レベルで設置しているところがある。奈良県はそれに倣っている。

Q 生駒市以外の自治体(協議会に参加している)の個人情報保護対策はどうなっているのか。条例化されているのか。他の自治体の保護態勢が整っていないと、そこから漏えいすることもあり得るのではないか。

A 個人情報保護条例については、全市町村で整備されている。セキュリティポリシーについては、LGWANに接続する条件にもなっているので、ほとんど整備されている。

Q 今後、サブシステムを利用して新たな業務を行う場合、諮問があるのか。それとも、今回の諮問で一括して審議するのか。

A 今後の業務も含め、今回、一括して審議願いたい。

(4) 審議

次のような意見があった。

コストを抑えるという面では、システムを共同で開発し、運営するというのは良いと思う。

利便性が向上し、コストも削減されるのではないか。

システムに接続している他の市町村の個人情報保護体制によって、生駒市も影響を受ける面があると思われる。

県下の全市町村で個人情報保護条例が制定され、個人情報保護対策が適正に講じられているのであれば、問題はないと思われる。

(5) 答申について

答申については、会長及び副会長に文言等の詳細を検討していただいた上で、各委員に送付する。

2 住民情報系システム保守回線の変更についての報告

(報告経緯)

(1) 事務局概要説明

事務局から、住民情報系システム保守回線の変更についての概要説明があった。また、オンラインによる住民情報系システムの保守業務については、個人情報保護条例(以下「条例」という。)施行前から行われていたものであり、条例の附則中の「条例の施行の際、現に行われている電子計算機の結合については、この条例の規定により行われたものとみなす。」との規定により業務を継続してきたこと、及び今回は回線の変更(NTT回線からインターネット回線)であり、業務の内容や接続の相手先に変更がないことから、諮問ではなく報告とした旨の説明があった。ただし、条例の施行前からオンライン結合をしている業務や審議会の答申により既にオンライン結合をしている業務であっても、業務内容の大幅な変更や、オンライン結合の相手先を変更するときは、諮問が必要であると考えている旨の説明があった。

(2) 実施機関説明

所管課である情報政策課の職員から、詳細説明があった。

(3) 質疑

次のような質疑があった。

Q 現在使用しているNTTのダイヤル回線では、リスクはあるのか。

A 保守の必要なときだけ業者に連絡して回線をつないでいるが、暗号化しないデータを流しているのでリスクはある。今回の変更では、VPNの技術を使用することによって、セキュリティをより向上させることになる。

Q システムの保守は頻繁にあるのか。

A 頻繁ではない。

3 その他

事務局から、会議録については、「案」ができ次第各委員に送付するので確認
いただきたい旨の依頼があった。